

諮問日：令和元年8月29日（令和元年度（最情）諮問第33号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（最情）答申第5号）

件名：裁判所法における警察官の派出要求について（昭和38年11月7日付け事務総長通知）の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所法における警察官の派出要求について（昭和38年11月7日付の最高裁判所事務総長通知）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「昭和38年11月7日付け最高裁判一第156号事務総長通知「裁判所法による警察官の派出要求について」」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号及び6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、裁判所法による警察官の派出要求について、具体的な派出要求の方法に関する事項が記載されており、これらの情報を公にすると、

警察官の派出要求を行うにあたって裁判所が採り得る手段をあらかじめ知らせる結果となり、裁判所庁舎及び法廷等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある上、裁判所の警備事務に対する妨害を容易にして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和2年6月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、裁判所法71条の2第1項及び72条2項に基づく警察官の派出要求の取扱いに関する通知文書であり、本件不開示部分には、その派出要求の方法に関する事項が記載されていることが認められる。このような記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、警察官の派出要求を行うにあたって裁判所が採り得る手段が具体的に外部から知り得ることとなることから、警察官の裁判所への派出の妨害を企てられるなどして裁判所の警備を妨害される事態を招き、裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子